

「始良・伊佐地域生活支援体制推進事業」委託業務仕様書

1 事業の目的

始良・伊佐地域において、一人暮らしの高齢者や障害者等を中心に、日々の生活に困っている方々（外出困難、交通機関の不足などにより、医療機関への受診や福祉・介護に関するサービス、また、買物などについて、適切な支援等を受けられない、又はない方々をいう。以下、「困っている方」という。）に対する適切な施策やサービス等を行う生活支援体制を構築するため、詳細な調査を実施し、その構築について、振興局・各市町（集落）がそれぞれの立場で行うべき具体的施策を検討する。

2 委託業務の内容

(1) 調査の実施

ア 調査対象集落の選定

- ・ 管内4市町の市街地及び中山間地域からそれぞれ1地区ずつ（計8地区）を選定
- ・ 民生委員、自治会長等の情報を基に「困っている方」を抽出（1地区15人程度）

イ 調査の内容

- ・ 集落（校区コミュニティ）内における生活支援サービス（行政・民間）の状況把握
- ・ 集落（校区コミュニティ）内の「困っている方」の状況把握（人数や身体・外出の状況、何に困っているか等）
- ・ 集落（校区コミュニティ）内の「困っている方」の支援となり得るサービス（市町事業も含め）の内容と活用状況の把握（コミュニティバスや社会福祉協議会の支援、地域コミュニティ活動、郵便局、民間業者 等）
- ・ 地域における公共性のある交通機関の状況把握（バス、タクシー、きりしまMワゴン 等）
- ・ 集落（校区コミュニティ）の「困っている方」への対応把握
- ・ 集落代表者や市町担当者と議論しながら、「困っている方」の支援に活用できそうな地域資源（使われていない介護バス等）や集落で可能な取組（対価を受け取り、誰かがまとめて購入する等）を把握

(2) 調査結果のとりまとめ、報告書の作成

上記(1)の調査結果を踏まえ、「困っている方」への支援として、どのような方策（集落で取組可能な提案も含め）が有効かまとめる。

(3) 各市町等との協議

上記(1)の調査結果について、各市町、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と協議を行い、「困っている方」の状況及びニーズに合わせたサービスの在り方について、今後の更なる高齢化社会の実態も想定し、短期、中期、長期の観点から、各市町（集落）及び広域的な取組等については振興局が、それぞれ行うべき支援の方向性や施策の推進に関する検討を行う。

(4) 事業全体に係る報告書の作成

(1)～(3)の実施結果をまとめた報告書を作成の上、1部提出する。

3 事業費

2,500千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

4 履行期限

令和7年3月21日（金）

5 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、始良・伊佐地域振興局と十分に連携を取ること。
- (2) 本業務の成果は、始良・伊佐地域振興局に帰属する。
- (3) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (4) 特定商品の宣伝又はあっせん、情報の収集等営業活動に類する行為は行わないこと。

- (5) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、始良・伊佐地域振興局と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (7) 業務の進捗状況や経過について、始良・伊佐地域振興局に定期的に報告するものとする。